

立川市単価契約工事実施要領

目次

- 第1 目的
- 第2 適用範囲
- 第3 定義
 - 1. 単価契約
 - 2. 単価契約工事
 - 3. 発注限度額
 - 4. 指示
- 第4 起工
 - 1. 設計
- 第5 工事施工
 - 1. 指示
 - 2. 指示限度額
 - 3. 施工管理
 - 4. 精算期間
- 第6 その他
- 附則

第1 目的

この要領は、立川市が施工する単価契約工事（作業を含む。）の事務処理方針を明確にすることにより、工事の適正かつ迅速な施工を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要領は、立川市が管理する施設（道路、橋梁、道路附属物、下水道施設、公園等）の維持等に関する単価契約工事に適用する。

第3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 単価契約

単価契約は、総価契約に対する概念であって、総価契約がその目的、数量、金額、履行期限等の要素を確定のうえ契約するのに対して、少ない数量で同種のことを反覆継続して行う場合に、その都度契約することは事務処理上煩雑であるため、契約の目的である物又は役務の給付についてその規格及び単位当たりの価格だけを定め、金額はその実績に基づいて算定することを内容とした契約形態をいう。

2. 単価契約工事

単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性のある工事、小規模又は点在性のある工事を対象として、これらの工事に必要な工種及び単価のみを契約し、指示書に基づいて施工する工事をいう。

3. 発注限度額

発注限度額は、単価契約の履行期限内に予定される工事の指示総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）をいう。

4. 指示

指示は、発注者側の発議により受注者に対して「指示書」をもって工事等の内容を示し、実施させることであり、この指示書による指示は、「起工」及び「契約」を併せもつ行為をいう。

第4 起 工

1. 設計

設計にあたっては、積算基準等に基づき設計するものとする。

第5 工事施工

1. 指示

単価契約の指示は、発注者側が施工すべき工事について、契約工種、発注限度額及び契約工期の範囲内で受注者に対して、工事箇所、工事内容及び工事期間を示し、受注者に工事等を施工させるものとする。

(1) 工事指示書（別記様式）

工事指示書は、箇所、内容、工期等を記載したものを用いる。

(2) 工事の実施方法

ア 監督員は、工事指示書に基づいて、受注者に施工内容（現場状況等）を説明する。

イ 受注者は、監督員からの説明に基づき速やかに現場状況を確認のうえ、工事に着手するものとする。

ウ 受注者は、精算期間終了後、速やかに次の書類を提出する。

（ア）平 面 図 縮尺等は、特に定めない。

（イ）構 造 図 同 上

（ウ）数量計算書 所要全工種の詳細数量

（エ）内 訳 書

（オ）工 事 写 真

（注）（ア）及び（イ）については、必要に応じて提出する。

2. 指示限度額

原則として1件の指示する概算工事費の限度額は、2,000,000円（舗装補修については、3,500,000円）とし、この限度額には、消費税相当額を含むものとする。ただし、市民生活に重大な影響があり緊急に対応する必要がある場合は、この限りでない。

3. 施工管理

施工管理のうち材料検査は、東京都建設局材料検査実施基準、東京都土木工事標準仕様書等により監督員が行うものとする。なお、材料検査願、材料搬入調書、材料試験結果報告書等の提出は、原則として必要としない。

4. 精算期間

原則として精算期間は、四半期ごととし、その翌月に精算する。ただし、指示件数が10に満たない場合は、次期四半期に精算する。

第6 その他

- (1) 第3の2において単価設定のない工種及び単価をやむを得ず必要とする場合には、当該単価契約に準じ算出し、担当課長がこれを定める。
- (2) この要領の施行について必要な事項は、行政管理部長、都市整備部長及び環境資源循環部長が協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第5関係)

工事指示書

係	係長	課長
指示番号		

工 事 件 名			
指 示 箇 所			
指 示 内 容			
概 算 工 事 費	¥	円（消費税及び地方消費税を含む）	
指 示 累 計 額	¥	円（消費税及び地方消費税を含む）	
指 示 工 期	・ ・ から ・ ・ まで		
確 認 年 月 日	・ ・	監 督 員	印
指 示 理 由			
摘 要			
上記のとおり工事を指示する。			
殿	部	課長	